

社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する
運用上の取扱いについての一部改正案（概要）

1. 改正の趣旨

- 社会福祉法人の会計処理については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 45 条の 23 第 1 項、第 45 条の 24 第 1 項及び第 45 条の 27 第 2 項の規定に基づき、計算書類等を作成する必要がある、その基準については、社会福祉法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）、その運用については、社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて（平成 28 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 15 号・社援発 0331 第 39 号・老発 0331 第 45 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知。以下「通知」という。）により定められている。
- 今般、会計の専門家で構成される社会福祉会計基準検討会において、組織再編に関する会計処理の整理を行っており、当該整理に基づき、通知の一部改正を行うもの。

2. 改正の内容

- 通知別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い」中 20 から 26 までを 1 ずつ繰り下げ、19 の次に下記を加える。

20 組織再編について(会計基準省令第 4 条 1 項、第 29 条第 1 項第 15 号関係)

(1) 社会福祉法人の組織再編において複数の組織が結合する時（この時の複数の組織を以下「結合の当事者」という。）、結合の当事者の一方が福祉サービスの提供を継続するために事業の財務及び経営方針を左右する能力を有している（以下「支配」という。）場合だけではなく、有していない場合も考えられることから、存続する又は新たに発生する組織（以下「結合組織」という。）は、結合の経済的な実態が次のいずれかに該当するか判定を行う。

ア 結合の当事者のいずれもが、他の法人を構成する事業の支配を獲得したと認められない結合（以下「統合」という。）

イ ある法人が、他の法人を構成する事業の支配を獲得する結合（以下「取得」という。）

(2) 「統合」と判断される場合、結合組織は、結合される組織（以下「被結合組織」という。）の資産及び負債について、結合時の適正な帳簿価額を引き継ぐ方法を適用して会計処理を行わなければならない。

(3) 「取得」と判断される場合、結合組織は、被結合組織の資産及び負債について、結合時の公正な評価額を付す方法を適用して会計処理を行わなければならない。

(4) 組織の結合の判定においては、合併は「統合」、事業の譲受けは原則として「取得」とする。

(5) 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受けが行われた場合の注記は次の項目を記載する。

ア 合併の注記

① 合併の概要

合併直前における合併消滅法人の名称及び事業の内容、合併を行った主な理由、合併日及び合併の種類（吸収合併又は新設合併）並びに吸収合併の場合の合併後の合併存続法人の名称

② 採用した会計処理

③ 計算書類に含まれている合併消滅法人から承継した事業の業績の期間

④ 承継した事業の拠点区分、資産及び負債の額並びにその主な内訳

⑤ 消滅法人において、会計年度の始まりの日から合併日直前までに、役員及び評議員に支払った又は支払うこととなった金銭の額とその内容

イ 事業の譲渡の注記

① 事業の譲渡の概要

事業の譲渡の相手先の名称及び譲渡した事業の内容、事業の譲渡を行った主な理由、事業の譲渡を行った日

② 採用した会計処理

③ 計算書類に含まれている譲渡した事業の業績の期間

④ 譲渡した事業の拠点区分、資産及び負債の額並びにその主な内訳

ウ 事業の譲受けの注記

① 事業の譲受けの概要

事業の譲受けの相手先の名称及び譲受けた事業の内容、事業の譲受けを行った主な理由、事業の譲受けを行った日

② 採用した会計処理

③ 計算書類に含まれている譲受けた事業の業績の期間

④ 譲受けた事業の拠点区分、資産及び負債の額並びにその主な内訳

○ 通知別紙の別紙1「計算書類に対する注記（法人全体用）」中15から16までを1ずつ繰り下げ、14の次に下記を加える。

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

・・・・・・・・

○ その他、条項ズレに伴う形式的な改正及び様式中の「平成」を「令和」にする改正を行う。

○ 令和3年4月1日以後に開始する会計年度に係る計算関係書類の作成において、改正後の取扱いを適用するものとする。

※ 合併・事業譲渡は、その性質上、会計処理の方法も含めて、検討に相応の期間を要するため、今般の改正について、その周知期間として適用年度開始日の約半年前に公布を予定するもの。

3. 根拠法令

社会福祉法第45条の23第1項、第45条の24第1項及び第45条の27第2項

4. 公布日等

公布日：令和2年8月下旬（予定）

施行期日：令和3年4月1日